

改	正	後	改	正	前																																																																																																			
<p>特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除額の計算明細書</p> <p>この明細書は、特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額について寄附金控除を受ける場合に、寄附金控除額を計算するために使用します(詳しくは、裏面の「特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除を受けられる方へ」を読んでください。)</p> <p>(平成 年分) 氏名 _____</p> <p>1 寄附金控除額の計算</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2" style="vertical-align: top; width: 10%;">寄 附 金 控 除 額 の 計 算</td> <td rowspan="2" style="vertical-align: top; width: 10%;">寄 附 金 の 区 分 等</td> <td style="width: 10%;">適 用 対 象 額 (最高1千万円)</td> <td style="width: 10%;">①</td> <td style="width: 10%;">円</td> <td rowspan="2" style="vertical-align: middle; font-size: small;"> 「特定(新規)中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書」の「3 控除対象特定(新規)株式の取得に要した金額の計算」欄の⑤の適用対象額を転記してください。 なお、控除対象特定新規株式の銘柄が複数ある方は、まず、下の「2 控除対象特定新規株式の取得費の調整対象額等の明細」欄により適用対象額の合計を計算し、その金額を転記してください。 </td> </tr> <tr> <td>①以外の寄附金の額</td> <td>②</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>① + ②</td> <td>③</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>所得金額の合計額</td> <td>④</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>④ × 40%</td> <td>⑤</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>③と⑤のいずれか少ない方の金額</td> <td>⑥</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>寄附金控除額 (⑥ - 5千円)</td> <td>⑦</td> <td>(赤字のときは0)</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="vertical-align: top; width: 10%;">取 得 費 の 調 整 対 象 額 の 計 算</td> <td colspan="2"></td> <td>⑤ - ②</td> <td>⑧</td> <td>(赤字のときは0)</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>①と⑧のいずれか少ない方の金額</td> <td>⑨</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>取得費の調整対象額 (⑨ - 5千円)</td> <td>⑩</td> <td>(赤字のときは0)</td> </tr> </table> <p>2 控除対象特定新規株式の取得費の調整対象額等の明細</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2" style="vertical-align: top; width: 10%;">控 除 対 象 特 定 新 規 株 式 の 銘 柄</td> <td rowspan="2"></td> <td style="width: 10%;">Ⓐ</td> <td style="width: 10%;">Ⓑ</td> <td style="width: 10%;">Ⓒ</td> <td rowspan="2" style="vertical-align: middle; font-size: small;"> 合 計 (Ⓐ+Ⓑ+Ⓒ) </td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="vertical-align: top; width: 10%;">適 用 对 象 額 (注1)</td> <td rowspan="2"></td> <td style="width: 10%;">Ⓐ</td> <td style="width: 10%;">Ⓑ</td> <td style="width: 10%;">Ⓒ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="vertical-align: top; width: 10%;">取 得 費 の 調 整 対 象 額 の 計 算</td> <td>各控除対象特定新規株式の適用対象額の合計に占める割合</td> <td>ⒶのⒷ/合計のⒶ %</td> <td>ⒷのⒸ/合計のⒷ %</td> <td>ⒸのⒶ/合計のⒸ %</td> <td>100.00 %</td> </tr> <tr> <td>⑨ × ⑫</td> <td>(⑨×Ⓐの⑫) 円</td> <td>(⑨×Ⓑの⑫) 円</td> <td>(⑨×Ⓒの⑫) 円</td> <td>(⑨) 円</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>5千円控除の内訳 (注2)</td> <td>⑭</td> <td></td> <td>5,000</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>取得費の調整対象額 (⑯ - ⑭)</td> <td>⑯</td> <td>(赤字のときは0)</td> <td>—</td> </tr> </table> <p>(注1) ①欄には、「特定(新規)中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書」の「3 控除対象特定(新規)株式の取得に要した金額の計算」欄の⑤の適用対象額を、控除対象特定新規株式の銘柄ごとに転記してください。</p> <p>(注2) ⑬欄は、ⒶからⒸの合計額が5,000円となるように記入してください。</p> <p style="text-align: right;">税務署整理欄</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">資産課税部門</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> </table>			寄 附 金 控 除 額 の 計 算	寄 附 金 の 区 分 等	適 用 対 象 額 (最高1千万円)	①	円	「特定(新規)中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書」の「3 控除対象特定(新規)株式の取得に要した金額の計算」欄の⑤の適用対象額を転記してください。 なお、控除対象特定新規株式の銘柄が複数ある方は、まず、下の「2 控除対象特定新規株式の取得費の調整対象額等の明細」欄により適用対象額の合計を計算し、その金額を転記してください。	①以外の寄附金の額	②				① + ②	③					所得金額の合計額	④					④ × 40%	⑤					③と⑤のいずれか少ない方の金額	⑥					寄附金控除額 (⑥ - 5千円)	⑦	(赤字のときは0)		取 得 費 の 調 整 対 象 額 の 計 算			⑤ - ②	⑧	(赤字のときは0)			①と⑧のいずれか少ない方の金額	⑨				取得費の調整対象額 (⑨ - 5千円)	⑩	(赤字のときは0)	控 除 対 象 特 定 新 規 株 式 の 銘 柄		Ⓐ	Ⓑ	Ⓒ	合 計 (Ⓐ+Ⓑ+Ⓒ)				適 用 对 象 額 (注1)		Ⓐ	Ⓑ	Ⓒ		円	円	円	円	取 得 費 の 調 整 対 象 額 の 計 算	各控除対象特定新規株式の適用対象額の合計に占める割合	ⒶのⒷ/合計のⒶ %	ⒷのⒸ/合計のⒷ %	ⒸのⒶ/合計のⒸ %	100.00 %	⑨ × ⑫	(⑨×Ⓐの⑫) 円	(⑨×Ⓑの⑫) 円	(⑨×Ⓒの⑫) 円	(⑨) 円			5千円控除の内訳 (注2)	⑭		5,000			取得費の調整対象額 (⑯ - ⑭)	⑯	(赤字のときは0)	—	資産課税部門		○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。		
寄 附 金 控 除 額 の 計 算	寄 附 金 の 区 分 等	適 用 対 象 額 (最高1千万円)			①	円	「特定(新規)中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書」の「3 控除対象特定(新規)株式の取得に要した金額の計算」欄の⑤の適用対象額を転記してください。 なお、控除対象特定新規株式の銘柄が複数ある方は、まず、下の「2 控除対象特定新規株式の取得費の調整対象額等の明細」欄により適用対象額の合計を計算し、その金額を転記してください。																																																																																																	
		①以外の寄附金の額	②																																																																																																					
		① + ②	③																																																																																																					
		所得金額の合計額	④																																																																																																					
		④ × 40%	⑤																																																																																																					
		③と⑤のいずれか少ない方の金額	⑥																																																																																																					
		寄附金控除額 (⑥ - 5千円)	⑦	(赤字のときは0)																																																																																																				
取 得 費 の 調 整 対 象 額 の 計 算			⑤ - ②	⑧	(赤字のときは0)																																																																																																			
			①と⑧のいずれか少ない方の金額	⑨																																																																																																				
			取得費の調整対象額 (⑨ - 5千円)	⑩	(赤字のときは0)																																																																																																			
控 除 対 象 特 定 新 規 株 式 の 銘 柄		Ⓐ	Ⓑ	Ⓒ	合 計 (Ⓐ+Ⓑ+Ⓒ)																																																																																																			
適 用 对 象 額 (注1)		Ⓐ	Ⓑ	Ⓒ																																																																																																				
		円	円	円	円																																																																																																			
取 得 費 の 調 整 対 象 額 の 計 算	各控除対象特定新規株式の適用対象額の合計に占める割合	ⒶのⒷ/合計のⒶ %	ⒷのⒸ/合計のⒷ %	ⒸのⒶ/合計のⒸ %	100.00 %																																																																																																			
	⑨ × ⑫	(⑨×Ⓐの⑫) 円	(⑨×Ⓑの⑫) 円	(⑨×Ⓒの⑫) 円	(⑨) 円																																																																																																			
		5千円控除の内訳 (注2)	⑭		5,000																																																																																																			
		取得費の調整対象額 (⑯ - ⑭)	⑯	(赤字のときは0)	—																																																																																																			
資産課税部門																																																																																																								

改 正 後	改 正 前
<p>(裏面)</p> <p>特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額 の寄附金控除を受けられる方へ</p> <p>一定の個人が、平成 20 年 4 月 1 日以後に、特定新規中小会社の特定新規株式を払込み（その発行に際してするものに限ります。以下同じです。）により取得をした場合において、その年中にその払込みにより取得をした特定新規株式（その年 12 月 31 日において有するとされるものに限ります。以下「控除対象特定新規株式」といいます。）の取得に要した金額（1,000 万円を限度とします。）については、寄附金控除を受けることができます。</p> <p>なお、控除対象特定新規株式及びその株式と同一銘柄の株式で、その適用を受けた年中に払込みにより取得をしたものについては、租税特別措置法第 37 条の 13（（特定投資株式の取得に要した金額の控除等の特例））は適用されません。</p> <p>※ 「特定新規中小会社」とは、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第 7 条に規定する特定新規中小企業者に該当する株式会社（その設立の日以後の期間が 1 年未満のもの等、一定の株式会社に限ります。）をいいます。また、対象となる特定新規中小会社には経済産業大臣による確認書が発行されています。</p> <p>1 寄附金控除額の計算</p> <p>控除額の計算に当たっては、まず、「特定（新規）中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書」（国税庁ホームページからダウンロードできます。なお、税務署にも用意しています。）により、適用対象額を計算します。</p> <p>なお、控除対象特定新規株式の銘柄が複数ある方は、銘柄ごとに「特定（新規）中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書」を作成し、各適用対象額を裏面の「特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除額の計算明細書」（以下「計算明細書」といいます。）の「2 控除対象特定新規株式の取得費の調整対象額等の明細」欄に記入してください。</p> <p>具体的な控除額の計算は、計算明細書の「1 寄附金控除額の計算」欄により行ってください。</p> <p>2 取得価額等の調整対象額の計算</p> <p>控除対象特定新規株式の取得に要した金額のうち、寄附金控除を受けた金額は、その株式と同一銘柄の株式の取得価額から控除されます。計算明細書の「1 寄附金控除額の計算」欄の⑧から⑩で取得費の調整対象額を計算してください。</p> <p>なお、控除対象特定新規株式の銘柄が複数ある方は、「2 控除対象特定新規株式の取得費の調整対象額等の明細」欄の⑫から⑯で銘柄ごとに取得費の調整対象額を計算してください。</p> <p>詳しくは、「株式等の譲渡所得等の申告のしかた（記載例）」（国税庁ホームページからダウンロードできます。なお、税務署にも用意しています。）を参照してください。</p> <p>3 特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除を受けるための手続と必要な書類</p> <p>特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除を受ける方は、①計算明細書と②特定（新規）中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書及び次に掲げる書類を確定申告書に添付して税務署に提出することになっています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ③ 経済産業大臣が発行した特定新規中小会社に該当するものであること等の一定の事実の確認書 ④ 特定新規中小会社が発行した個人投資家が一定の同族株主等に該当しない旨の確認書 ⑤ 特定新規中小会社から交付を受けた株式異動状況明細書 ⑥ 投資契約書の写し <p>※ 特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除に関する詳しいことは、税務署におたずねください。</p>	<p>(新設)</p>